

○農林水産省告示第千八百二十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関し、次のように告示する。

平成二十八年九月二十三日

農林水産大臣 山本 有二

一 防除を行う区域 別表に掲げる地域（以下「防除区域」という。）

二 防除を行う期間 平成二十八年十月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで

三 有害動物の種類 ジャガイモシロシストセンチュウ

四 防除の内容

(一) ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号。以下「省令」という。）第三条第一項の定めるところにより、防除区域において、植物防疫官がその行う調査の結果、ジャガイモシロシストセンチュウが存在するものと認められたほ場以外の場所においてなす科植物（ソラヌム・シシンプリーフォリウム及びソラヌム・ペルビアヌムを除く。以下同じ。）の作付けをする場合等を除き、なす科植物の作付けをしてはならないこととすること。

(二) 省令第五条第一項の定めるところにより、防除区域内に存在する同項の移動制限植物等について、植物防疫官がその行う検査の結果、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨の表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならないこととすること。

(三) 省令第七条の定めるところにより、防除区域内に存在する省令第五条第一項の移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるものについて、植物防疫官の指示に従い、これを廃棄しなければならないこととすること。

別表

北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里